

令和3年度 国立大学法人横浜国立大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化やイノベーションの創出といった社会的要請を踏まえ、主体的に学修し、総合的な学問的認識に基づく広い専門性を備えた実践的人材を育成するため、課題解決型手法による理論と実践を往還する学修を促す授業を各教育プログラムに配置する。

- ・①-1-1 全学一体の学部組織改編の完成年度後も、引き続き、すべての科目群において、全学部にも横断した全学教育科目を開講し、学問の多様性を幅広く修得させる。
- ・①-1-2 ポストコロナの大学教育のあり方を踏まえ、対面及び遠隔授業におけるアクティブラーニングの実践について学内外の取組事例を蓄積し、各部局に紹介して実践を促す。

①-2 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、英語による授業の拡充、留学や海外インターンシップに対する単位化を行うほか、一年次末に行っている英語基礎能力判定や、留学等を希望する学生を対象とした高度な外国語授業を高年次にも展開する。

- ・①-2-1 英語演習科目を中心として、学生の海外留学にも結び付くような英語力の高い学生を対象とした高度な英語学習をより充実化させる。
- ・①-2-2 新型コロナウイルス感染拡大により、当面の間、これまでに計画・実施したような海外集中キャンプは実施できないため、オンラインによる履修を活用し、海外に行かなくても語学を学べる環境を作り、学生満足度については85%の参加者が10段階評価で7以上という状態を目指す。

①-3 海外の優秀な学生を集めて、グローバル社会で活躍する実践的人材の輩出を目指し、国際レベルの実践的で高度な学部教育を行う横浜グローバル教育プログラム(Yokohama Global Education Program: YGEP)を設置する。同プログラムは、留学生を対象としたもので、英語による授業のみで卒業することができるプログラムと、入学後に日本語及び日本文化などを重点的に学んだ後に専門科目を日本語で学ぶプログラムにより構成される。これらのプログラムでは、一部の科目において、日本人も履修できるようにすることで、留学生と日本人の協働学修の機会を創出するなどにより、グローバル人材育成に寄与させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-3-1 YGEPが実施する入試については、引き続き、海外からの直接出願を受理する仕組みについて整備を進めるとともに、都市科学部以外の学部にも導入を促す。また、英語による授業科目については、日留協働学修の機会として学生への認知を広げる。さらに、第4期中期目標期間に向け、渡日入試・渡日前入試の定義を見直すとともに、これまでの取組みについて検証を行う。

①-4 学部におけるグローバル教育を強化するため、日本人学生を対象に、A) 全学

部横断的に配置するグローバル教育科目群と、B) グローバル教育のための副専攻プログラム群とによる、分野横断型グローバル教育体制を構築する。A) については、各国地域の歴史、文化、社会、技術、政策などを学ぶ機会を多く用意し、B) については、既設の YCCS (YOKOHAMA Creative-City Studies) で開講されている英語による全学教育科目 (グローバル教育科目) を活用したグローバル PLUS ONE 副専攻プログラムに加えて、新興国等でのフィールド活動を中心とした副専攻プログラム群を新設する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-4-1 グローバルスタディーズ副専攻、グローバル教育科目群等の履修を奨励し、より多くの学生が新興国、途上国等についての学修機会を得られるよう履修拡大を図るとともに、グローバル教育科目を一層充実させる。

②-1

○博士課程前期

行政や産業界等の社会的なニーズを踏まえ、グローバル化やイノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成するため、英語による専門教育を充実し、インターンシップ、スタジオ教育、国際ワークショップ等を推進することにより、専門性と総合性、実践性とを結合した、能動的学修プログラムを展開する。

○博士課程後期

グローバル化、イノベーション、グローバルとローカルとの接点に生起する課題の解決を先導する人材を育成するため、日本人学生のみならず、留学生も含め、長期の国内・海外インターンシップ等を通して、発想力・実践力に裏付けられた課題解決力を高めるとともに、海外拠点大学を中心に、教育・研究における海外大学との連携を推進し、国際学会での発表経験を増やすことによって、国際水準の研究成果を生み出せる人材を育成する。

○専門職学位課程 (法科大学院)

グローバルとローカルの接点にある横浜という地域的特性と、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用した法学教育を実施することで法学未修者教育の基盤を強化し、学際的な法曹人材を養成する。

- ・②-1-1 大学院先進実践学環 (研究科等関係課程実施基本組織) を設置する。
また、大学院専門教育プログラム (インターンシップ、スタジオ教育、国際ワークショップ、アクティブラーニング、英語講義・演習等) の充実・推進のため、各大学院の優れた取り組み事例の収集を行う。
- ・②-1-2 「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針」及び感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断した上で、以下の取り組みを行う。
 - ①海外共同教育研究拠点を活用した実践的学修の実施と単位化を行う。
 - ②フランス Institut Mines-Telecom (IMT) とのダブルディグリー・プログラム覚書締結に向けた協議を行う。
 - ③国際共同教育プログラム T.I.M.E (Top Industrial Managers for Europe) Association を通じたダブルディグリー・プログラムによる学生交流を行う。
 - ④「国際みなとまち大学リーグ」年次総会を本学主催によりオンライン開催する。
- ・②-1-3 新型コロナウイルス感染対策にも配慮した上で、法務研修生に対する研修を引き続き実施し、司法試験の合格率の向上を図る。
- ・②-1-4 理工学府では、修了生に対するアンケート結果を分析し、特に、英語によ

る講義の有効性について詳しく検証し、第4期中期目標期間に向けた戦略的目標を策定する。

②-2 イノベーションの多様化・高度化等、変化する社会のニーズに応えるため、大学院生対象の副専攻プログラムについて、現行のプログラムの見直しと新たなプログラムの創設により、分野横断型の副専攻プログラムとして体系化することや、先端科学高等研究院の研究成果や招聘する研究者等を大学院教育に活用することにより、イノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・②-2-1 大学院全学教育科目の開講の調整を行うとともに、大学院先進実践学環(研究科等連係課程実施基本組織)との関係を整理した上で、分野横断型の副専攻プログラムの体系化を行う。
- ・②-2-2 先端科学高等研究院招聘研究者による大学院生向けの特別講義等や、先端科学高等研究院に設置された全ユニットがシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより、研究成果を教育に還元する。特別講義やシンポジウム等の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、オンラインツール等も利用する。

②-3 高度専門職業人の育成において世界を先導する役割を果たすため、海外大学に在籍し、博士学位未取得のため学位取得を希望する教員を本学博士課程後期に受け入れる大学院プログラムを制度化し、その受入人数を50%増加させる。

- ・②-3-1 「アカデミックキャリア支援グローバル大学院プログラム」について、引き続き優秀な研究者を受け入れ、派遣元の大学との連携を強化していくため、必要に応じて制度の見直しを行いつつ、前年度と同程度の受入数を確保する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

③-1 集中的な学修を可能にするために2学期6ターム制を導入する。同時に、学生のグローバル化に対する意識を高め、2学期6ターム制の利点を活かして短期の海外留学や外部機関を通じた海外インターンシップ等を経験できる環境を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・③-1-1 すべての部局で2学期6ターム制(併用制)を適切に導入できるよう環境の整備を継続する。
- ・③-1-2 学生の海外での集中的な学修や短期の海外留学等を促進するため、留学先大学を増やす等の取組みを行う。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する本学の行動指針」及び感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断した上で、短期語学研修や海外インターンシッププログラム等への参加を奨励して海外体験学生数を増加させ、学部学生の20%が海外体験をするよう取組む。交換留学先の大学数は前年度比1増を目指す。

③-2 カリキュラム・ポリシーを見直し、ルーブリックの導入を軸として、カリキュラム及び教育内容を可視化し、カリキュラム点検責任者を配置してそれらの適切性を評価するとともに、シラバス改善への反映を毎年行うなどPDCA(plan-do-check-action)サイクルの機能を強化する。

また、科目ナンバリングやポートフォリオなど、学生自身が自らの目標に沿って学修計画を立て、学修状況を振り返ることができる体制を整えることによって、学修意欲を増大させるとともに、自らの能力をさらに高めて行くことができるようにする。

上記の活動を教職員で共有するために FD (Faculty Development) /SD (Staff Development) 活動を強化し、教授会でのデモンストレーション等、教員個々に直接伝わる形で実施する。

- ・③-2-1 引き続き学生に対しポートフォリオ活用法についての周知を行う。また、YNU 学生 IR データを学部毎に分析・提示し、分析結果を基にどのような教育改革・改善活動を行っているのか調査することで、学位プログラムごとに PDCA サイクルが機能していることを確認する。さらに、調査結果を学生 IR 統括部会やニュースレターで報告し、全学で情報を共有する。また、前年度のデータ分析結果と比較して改善の具合を検証する。
- ・③-2-2 ポストコロナの大学教育のあり方を見据え、前年度の遠隔授業における教育・学修効果についての調査結果も踏まえながら、各学部のカリキュラム点検責任者が授業設計と成績評価に関する課題を抽出し、必要な改善を行う。
- ・③-2-3 昨年度の遠隔授業による授業支援システムの利用必須化に伴い実施率が飛躍的に向上した授業アンケートについて、その実施率維持に向けた取り組みを行うとともに、授業アンケートの実施と自己点検票の作成、そして授業設計(シラバス作成)という授業改善 PDCA サイクルの実質化がどれだけ実現できているか、各学部カリキュラム点検責任者等と評価を行う。
- ・③-2-4 ポストコロナにおける大学教育のあり方について模索し、対面とオンラインを組み合わせた「ブレンド型授業」も含めた優れた教育改革 (FD) の事例を収集して、学内に紹介する。また教職員の能力向上にかかる取組 (SD) として、横浜 4 大学合同フォーラム及び神奈川県内大学教務連絡協議会教務関連業務研修会の参加を促す。

③-3 国際的に質の保証された教育を展開するため、理工系学部教育では、国際的相互認証の枠組みに加盟している一般社団法人日本技術者教育認定機構 (Japan Accreditation Board for Engineering Education : JABEE) 等の認定団体からの認証の取得を、現在の 1 分野から 3 分野へ拡大する。

- ・③-3-1 理工学系を中心とする学部の教育プログラムについて、新たに国際認証を受審するとともに、認証後、副専攻プログラムを円滑に開始できるよう準備を行う。また、すでに JABEE によって認証されている理工学部と都市科学部のプログラムは、継続のための自己点検を実施し、継続審査を受審する。

③-4 地域社会において、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たすため、国際社会科学府のビジネススクール、工学府・環境情報学府・都市イノベーション学府における実績のある社会人教育を継承しつつ、経営学部での新たな社会人教育プログラムの開発、及び教職大学院での現職教員向け教育プログラム開発を行う。

- ・③-4-1 学部・大学院において社会人教育を充実させ、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たす。
 - ①社会人教育プログラム入試の志願倍率(志願者数/募集人員)を上昇させるべく、後援会組織を通じて、広報活動を展開する。また、前年度の社会人教育プログラム向けアンケート結果に基づき、カリキュラムの改訂を行う。【経営学部】
 - ②ビジネススクールにおいて、受講者アンケートを実施し、その結果を反映した授業

改革プランを実効化することにより、平成 28 年度比で満足度を 5%上昇させる。

【国際社会科学府】

- ③ 令和 3 年度に組織改編を行った教職大学院では、運営諮問会議での協議を踏まえ、現職教員向けの学校マネジメントプログラム等を実施する。また、教職大学院及び教育支援専攻においては、現職教員の理論と実践の往還・融合及び資質向上を図るとともに、募集を停止した教育実践専攻の院生には、従前と同様の教育・研究環境の維持に配慮する。【教育学研究科】
- ④ 社会人学生、修了生、企業に対するアンケートをもとに、その結果を分析し、社会人学生の要望に対する改善策や、派遣元企業からのニーズに対応するために、第 4 期中期目標期間の戦略目標を策定する。【理工学府】
- ⑤ 社会人学生の志願者数が減少した原因を確認するとともに、共同研究等で繋がりのある企業等に対し、積極的に社会人学生の受入れを促すなどを行い、博士課程後期へ社会人学生を入学定員の 3 割以上受入れることを目指す。これまで収集した意見をもとに抽出した改善点やカリキュラム WG での検討結果を踏まえ、第 4 期中期目標期間の社会人受入れの充実に向けた計画を策定する。【環境情報学府】
- ⑥ 社会人学生を平成 27 年度比の 5%増を達成する。また、修了生へのアンケートを実施し、過去 5 年間の社会人学生受入れのための取り組みについて総合的な検証を行い、その結果を踏まえて第 4 期中期目標期間のアクションプランを策定する。【都市イノベーション学府】

④-1 平成 29 年度に教育人間科学部人間文化課程の学生募集を停止し、教員を養成する課程である学校教育課程のみの教育学部に組織改編する。具体的には、教員養成を、学校内での授業研究を実践的な視点から組織できる教員の養成と、小学校と中・高等学校との指導内容の接続を大局的に捉え教科研究を深めることのできる教員の養成の二本柱で捉える。同年に設置する教職大学院では優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成するための教育プログラムを、また、従来の教育学研究科（教育実践専攻）では、小・中・高の繋がりと専門的知見を活かして教科研究を先導できる研究者や研究力のある中等学校教員を養成するための教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-1-1 教育学部では、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される中で、スクールデー実践、学外活動・学外学習などをオンラインで実施することを通して、ネットワークを活用した新しい学びを構築することにより、教育実習に繋げていく。また、就職支援活動に参加する学生を増やし、教員採用率向上を目指す。教育学研究科では、アドバイザースタッフ派遣事業等を通して、神奈川県内の小・中・高の学校研究の推進に関わる活動を進める。

④-2 平成 29 年度に経済学部、経営学部において、それぞれ組織改編（学科統合）及びカリキュラム改革を行い新たな教育プログラムを実施する教育体制を整える。経済学部ではグローバル新時代に対応する専門能力と実践力を持つ人材の育成を強化するための教育プログラムを実施する。経営学部では経営全体を俯瞰しうるゼネラルマネジメント教育プログラムを実施する体制を整えるとともに、ビジネススクールの要素を持つ新たな社会人教育プログラムを創設する。また、国際社会科学府においては、専攻横断型教育プログラムの見直しを行うほか、既に行っている専攻に加えて博士課程の全専攻で英語による教育プログラムを実施し、経済学部・経営学部において育成する新たな人材の受け皿となる教育体制を整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-2-1 社会系学部・大学院において、学部教育では組織改編後の新たな教育プログラムを柱として多様な視点と専門性を持った実践的人材育成を強化し、大学院教育では英語プログラムや専攻横断型プログラムの教育体制を整備する。

①令和2年度に完成する経済学科新カリキュラムと GBEEP (Global Business and Economics EP) 新カリキュラムの教育効果を評価するために、学生へのアンケート調査に基づいて本教育プログラムの4年間を総合的に分析・評価して、結果をフィードバックする。また、2~4年次向けの同窓会等との連携授業、インターンシップ、及びコンタクト教員制度、4年次分野別演習の実施により、経済学科と GBEEP の卒業生の就職・進学率95%以上を目指す。令和3年度に経済学部で開設する新たな教育プログラム DSEP (Data Science EP) と LBEEP (Lawcal※ Business Economics EP) については、新入生向けのリテラシー科目である基礎演習、コンピューター・リテラシー、データ解析などの授業を充実させ、文理融合型かつ優秀な学生については学部4年と博士課程前期1年で修士の学位を取得することができる5年一貫教育の体制を整備する。(※Lawcalは、地域(local)と法(law)を組み合わせた造語)【経済学部】

②4年間で卒業できなかった学生と面談して原因分析を行うことにより、成績不良者の10%以上の減少を目指す。また、初年次教育の改善すべき点を、前年度の検証結果に基づき明確にする。さらに、2~4年次向け同窓会、校友会との連携授業、インターンシップ及びコンタクト教員制度、ゼミナールにより、新カリキュラム、GBEEP 卒業生の就職・進学率95%以上を目指す。令和3年度に開設する経済学部との連携教育プログラム DSEP については、ビジネスデータサイエンスの専門教員充実化を図りつつ、データサイエンスコンペ、インターンシップの体制整備を行う。

【経営学部】

③国際社会科学府全専攻において英語教育プログラムを実施し、かつ内容の見直し、改善を行う。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針」等を踏まえながら受験者に向けてプロモーション活動を行い、博士課程の英語教育プログラムの総在籍者数を平成27年度の50%増とする。経営学専攻博士課程前期においては、引き続きプログラムに所属する学生から意見を聴取し、必要に応じて改善を図る。国際経済法学専攻では英語プログラムの教育上の成果等の検証に基づき必要な見直しを行いつつ、引き続き内容の充実を図る。また、大学院先進実践学環(研究科等連係課程実施基本組織)との協働により教育の質を高める。【国際社会科学府】

④-3 法科大学院においては、教育理念に掲げられた本学の法曹養成の特徴を活かし、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用し、本学の学部学生(非法学部学生)に法分野をわかりやすく解説し、関心を持たせることで法曹への動機づけを行うことにより、法曹志願者を確保する。

また、展開・先端科目の充実や法曹養成としての必要な知識の習熟度確認の実施などにより、学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育体制を構築する。

- ・④-3-1 新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した上で、法務研修生に対する研修を通じて、学修支援の充実を図る。また、令和3年度に新たに設置する大学院先進実践学環(研究科等連係課程実施基本組織)の研究テーマ「国際ガバナンス」「成熟社会」や経済学部が新たに開設する教育プログラム(LBEEP(Lawcal※ Business

Economics EP)) での教育を通じて、法学教育の充実に貢献する。(※Lawcal は、地域 (local) と法 (law) を組み合わせた造語)

④-4 平成 29 年度に都市科学部を設置し、都市づくりとグローバル社会、イノベーション創造を担う次世代の人材を育成するため、本学の強みであるリスク共生学(リスクを科学的に分析・マネジメントすることにより、新技術や必要な制度を社会に定着するための方策や手法を探求する科学)と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。同時に理工学部においては第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成の社会的要請に応えるため、組織改編を行い新しい分野の教育が可能になる教育体制を整える。また、平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編・カリキュラム改革を行い、大学院においても同様に付加価値の高い理工系人材育成を強化する教育体制を構築する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・④-4-1 都市科学部において文理融合教育を推進するとともに、理工系学部・大学院においては組織改編による新たな教育プログラムを実施し、付加価値の高い理工系人材育成を強化する。
 - ①学生の満足度調査を継続し、改善できる点について検討を続ける。新入試制度実施後の状況分析を行い、必要な対応の検討を続ける。【理工学部】
 - ②引き続き、イノベーション、都市科学をテーマに「都市科学 A」、「都市科学 B」、「都市科学 C」、「都市環境リスク共生論 A」、「都市計画と交通」等を全学教育科目(イノベーション科目)として他学部生向けに開放する。また、授業レポートなどを参考に、文理融合科目の全学への開講についてさらなる検証を行う。【都市科学部】
 - ③志願者数及び就職率などの推移、さらには修了生(修士学生、留学生)の教育の質アンケートを継続して行う。また、社会人博士と派遣先企業に対してもアンケート調査を継続して行う。その結果を分析し、第 4 期中期目標期間に向けた戦略的目標を策定する。【理工学府】
 - ④これまで実施したアンケート等により抽出した改善点等を踏まえ、教育プログラムの充実に努めるとともに、平成 30 年度改組の有効性を評価し、改善すべき点をまとめ、第 4 期中期目標期間の取り組みに反映する。【環境情報学府】

④-5 学部におけるグローバル教育の強化のため、①高度全学教育指定科目や新興国課題等の副専攻プログラム群による、既存学部在籍の日本人学生向けの分野横断型教育、②留学生向けのグローバルな専門型教育を行う横浜グローバル教育プログラム(YGEP)、③都市科学部を中心とした、グローバルな視座の育成と分野横断的な課題対応力の強化を重視した日本人学生向け教育により、YNU グローバル教育コア(YOKOHAMA National University-Global Education Core: YNU-GEC)として体制を具現化する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・④-5-1 全学教育システム改革による教育プログラムに基づき、高年次履修システム(高度全学教育指定科目制度)を引き続き実施する。
- ・④-5-2 「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針」及び感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断した上で、以下の取り組みを行う。
 - ①グローバル教育科目数の対平成 28 年度比 10%増を目指す。
 - ②学部学生の 20%以上に海外経験をさせる。
 - ③サマー・プログラムの時期を変更し、目的を本学大学院への留学促進に絞り、スプ

リング・プログラムとして実施する。

④第4期中期目標期間における YGEP の改善実施に向けて第3期中期目標期間の取組みの検証を行う。

⑤-1 変容する社会において目的意識を持ち主体的に学修のできる人材を育成するため、高大接続の観点から、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直し、県立高校との連携において既に実施している総合的な学習の時間の発表会等の実績を基に、アクティブラーニング、キャリア教育を推進する中等・高等教育を貫く教育・学修のモデルを構築する。

・⑤-1-1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、高校での出張講義等のオンライン化を進めるとともに、キャリア教育支援である TA ネットワーク制度を活用し、引き続き、高校教育支援に資する高大接続を進めていく。また、これらの取り組みを通じて、アクティブラーニング、キャリア教育を推進する中等・高等教育を貫く教育・学修のモデルが構築されたことを確認する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

⑥-1 コンタクト教員制度や各種相談窓口等に加え、教学 IR (Institutional Research) を活用し、大学への適応に困難を抱える学生を早期に発見し、対処するなど学修・生活支援を強化する。

・⑥-1-1 保健管理センター、障がい学生支援室、学務部、なんでも相談室の4者間で今後も緊密かつ定期的に連絡を取りつつ、学部・大学院とも連携を図るなど全学的な学生の学修・生活支援を強化する。

⑥-2 寄附金等を活用した大学独自の奨学金により、日本人学生、留学生を経済的に支援する。特に海外に派遣する学生に対する支援を拡大する。

・⑥-2-1 本学独自の奨学金支援策は、今後長期にわたり、制度の継続を維持するために常に予算残額を踏まえながら引き続き実施する。YNU 大澤澄子奨学金は15名程度、YNU 竹井准子記念奨学金は12名程度の支援を予定し、うち、6~8名は新規採用を行う。また、新入生スタートアップ支援金は20名程度の支援を予定し、採用を行う。なお、新たに設立した八幡ねじ・鈴木建吾奨学金については、3名程度の支援を予定し、採用を行う。

・⑥-2-2 外部資金や寄附金等を活用した奨学金により、留学生への経済的支援を拡充する。文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」を継続し、留学生の本邦での就職活動を支援する。

⑥-3 多様な社会的要請や学生ニーズに対応し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン、学生寮・福利厚生施設の改善といったハード面での整備に加え、ボランティア証明書の交付等により学生ボランティアを促すなど、教職員と学生が一体になり、全ての学生が就学しやすく、能力を発揮できる環境を整備する。

・⑥-3-1 障がい学生支援室キャンパス・サポーターの募集、派遣を随時行うとともに、障がいのある学生とサポーターの学生双方の意見を聴くことにより、障がい学生支援体制の充実・整備に繋げ、研修等を行い、支援の質を向上させる。

・⑥-3-2 講義棟のエレベーター、多目的トイレ、学生寮及び福利厚生施設等のバリ

アフリー化や、施設内誘導サインの設置等のユニバーサルデザインについて、学生のニーズに応じて検討し整備を進める。

- ・⑥-3-3 キャリア・サポートルームは、障がい学生支援室及び保健管理センターと連携し、障がい学生の就職支援におけるニーズを把握するとともに、外部の障がい者専門の就職情報サイト会社等と連携し、障がい学生に特化した就職支援行事を実施する。また、障がい学生がキャリア・サポートルームを利用しやすいように、導線の見直しや案内図の作成を行う。

⑥-4 多様なニーズに応じた学修形態に対応できるよう、講義室の整備・充実や図書館施設の改善、ICT (Information and Communication Technology) 基盤設備の更新を行い、ICT 機器を積極的に利用したアクティブラーニングなど質の高い教育を実践する環境を整備する。

- ・⑥-4-1 YNU リテラシー教育の教材に対する満足度調査を継続的に実施し、次年度の教材の見直しと改訂を行う。
- ・⑥-4-2 図書館の学習支援機能及び学習環境を整備するため、多様な学修形態に対応できるような、施設、設備等の改善を行うとともに、図書館設備の改善に関する過去5年間の成果を纏め報告する。
- ・⑥-4-3 価格上昇率、利用統計、オープンアクセスによる本学からの投稿数及びAPC (論文処理費用) 等を踏まえ、共通経費購入電子ジャーナル等の契約内容の見直しを行う。

⑥-5 産業界のニーズに基づき、産業界との連携によるキャリア教育や課題解決型手法による授業を通じて、学生のキャリア形成支援を行う。

- ・⑥-5-1 グローバル人材調査等、産業界ニーズの把握を継続するとともに、学生 IR 結果を踏まえ、キャリア教育科目のさらなる充実、キャリア教育・支援における内部質保証を実行する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

⑦-1 グローバル新時代に対応した社会的人材育成の観点から、キャリア形成を軸とした高大接続を可能にする入試改革を行うとともに、高大接続を推進するための組織を整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直す。

- ・⑦-1-1 国内外から優秀な学生を集める多面的かつ戦略的な入学者選抜として、令和3年度の選抜(令和2年度実施)を基に、入学後の教育も視野に入れ、試験のあり方について検討する。

⑦-2 YNU グローバル教育コア(YNU-GEC)を先導役として、本学のグローバル展開に資するために、ウェブ出願、渡日前入試等海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充し、海外協働教育研究拠点を活用した海外の高校との高大接続、いわば、留大接続を推進する。

- ・⑦-2-1 特に新興国からの受入れが促進されるよう、国費留学生(大学推薦)やアカデミックキャリア支援グローバル大学院プログラムについて、新興国の海外協働教育研究拠点や協定校との連携を強化するとともに、Web 出願システムや、オンライン

会議システムを活用した日本留学フェア・日本語学校での説明会等の実施により引き続き、留大接続を推進する。

- ・⑦-2-2 新たに Web 出願システムを開発し、令和 4 年度一般選抜入試（令和 3 年度実施）より全学的な運用を開始する。
- ・⑦-2-3 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、オンラインツール等も利用しながら、進学説明会や留学フェアに積極的に参加し、国内においては日本語学校、海外においては海外協働教育研究拠点を活用して留大接続を推進する。YGEP が実施する入試については、引き続き、海外からの直接出願を受理する仕組みについて整備を進めるとともに、都市科学部以外の学部にも導入を促す。さらに、第 4 期中期目標期間に向け、渡日入試・渡日前入試の定義を見直すとともに、これまでの取組みについて検証を行う。

⑦-3 レイトスペシャライゼーション型の教育プログラム（late specialization：入学時に学科等の所属を決めず、入学後の総合的な学修や基礎科目の履修を通じて専攻を決める教育課程編成方法）を実施するため、入学者選抜における募集単位の大きく作り化を進める。

- ・⑦-3-1 引き続き、ウェブサイトやオープンキャンパス等でレイトスペシャライゼーション型教育プログラムの広報等を行い、経済学科・経営学科は 3 倍以上の受験倍率（受験者数／募集人員）を維持する。あわせて、GBEEP（Global Business and Economics EP）等の総合選抜型入試の広報活動も積極的に行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

⑧-1 人文系・社会系・理工系及びそれらの分野横断型の各研究分野に対して、社会のニーズや分野の特性を踏まえた評価指標を新たに導入し、研究 IR を活用して戦略的に評価を行うことで研究意欲を高める。特に本学の研究における強みとしている特定分野においては、先端科学高等研究院に設置した研究ユニットを中心に海外との連携を積極的に行うことで、公表する英文論文のうち国際共著論文を 30%以上とするとともに、成果が作品など論文数で評価が困難な分野においても、国際的なプレゼンスを向上させる成果を創出する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑧-1-1 令和 2 年度に行った教育研究活動データベース改修で実装された機能を活かし情報収集を実施し、各種評価指標について整理を行った上で、第 4 期中期目標期間に向けた指標の整理を行う。
- ・⑧-1-2 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、オンラインツール等も利用しながら、海外からの招聘研究者と継続して先端的な共同研究を実施し、文理融合に関する国際共著論文を国際誌に投稿する。さらに、新技術や新システムの社会実装やイノベーション創出を促す産学官との実践的な共創活動を継続的に牽引する。
- ・⑧-1-3 英語論文に占める国際共著論文率 30%以上を達成し、学内に情報共有する。
- ・⑧-1-4 国内外の研究者との共同研究の数及び活動状況についての調査を行い、共同研究・受託研究の活性化支援を行う。また、神奈川県における産、学、官との連携を強化・拡大し、産学官のイノベーション資源とマネジメント機能の融合・一体化を図ることで、ベンチャー創出などを通じて研究成果を社会実装していくための「新たな共創の場」の形成に取り組む。

- ・⑧-1-5 本学所属教員が発表する建築・芸術作品等といった、論文数等で評価することが困難な分野における成果の広報について、第4期中期目標期間に向けた改善を検討する。

⑧-2 グローバル新時代における諸課題を始めとする社会のニーズに応え、また、新たな学術領域形成を導くため、人文系・社会系・理工系のうち本学に特徴的な分野、及びこれらを横断する新分野を本学の特徴的研究として「YNU 研究拠点」に認定し社会に公表する。なお、「YNU 研究拠点」は、本学が特徴とする文理融合研究を行う研究拠点数を全体の30%以上とする。

- ・⑧-2-1 引き続き、YNU 研究拠点制度をシステムとして以下のとおり運用する。
 - ①若手・中堅による YNU 研究拠点制度を通じて新たな分野横断拠点の提案をボトムアップで発掘する。その際あわせて、文理横断研究を行う研究拠点数を全体の30%以上にすることを旨とする。
 - ②能力と意図を備えた YNU 研究拠点制度の重点化を実施する。
 - ③拠点の研究能力を維持するために新たなルールに従って、プレゼンテーション等を通じた活動状況の把握や拠点間の情報共有を進める。

⑧-3 学長のリーダーシップによる公募型の学内競争的資金制度によって、本学の戦略に沿った特定分野の実践的基盤研究に研究リソースを集中的に投入する。また、研究プロジェクト担当 URA (University Research Administrator) が RPO (Research Planning Officer) として選任された研究者と協働で新たな領域の研究グループを組織し、学内競争的資金を獲得させることで自律的な研究体制を支援する。これらの成果に基づき、国内・国際共同研究への発展、研究成果の発信と社会実装を目指すとともに、戦略的な外部資金獲得支援を行うことにより、第2期中期目標期間の平均より外部資金を30%増加させる。

- ・⑧-3-1 学長戦略による YNU 研究拠点の重点化支援制度の枠組みを用いて、引き続き能力と意図を備えた拠点の重点化を推進するほか、公募を通じて国際化や分野横断といった方向での活動の加速を促す。また、すべての拠点に対して引き続き年次報告書の提出を求め、活動状況の評価と戦略的な研究方針の検討に活用する。これらの制度については、必要に応じて第4期中期目標期間に向けた改善を検討する。
- ・⑧-3-2 学長主導による学内競争的資金制度を引き続き運用し、戦略的に選定された拠点に対して外部資金獲得のための支援を行うことで、新たな重点拠点を認定する。これにより、YNU 研究拠点の外部資金獲得能力を高め、これまでの重点化拠点の成果も含めて第2期中期目標期間の平均より外部資金を30%増加させる。

⑧-4 科学研究費助成事業については、本学が多様な学術分野の発展に対して大きく貢献することを目的として、申請書レビューやアドバイザー制度などの全学的な支援体制の強化を通して、科学研究費助成事業により研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間の平均より10%増やす。

- ・⑧-4-1 科研費セミナーや各部局内における申請書レビュー等の取組を実施し、科学研究費助成事業による研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間より10%増加させる。

⑧-5 本学の強みの一つとして掲げるリスク共生学の確立と充実のため、先端科学高等研究院に当該研究分野を集結し、世界の第一線で活躍する研究者を学内外から集め

て、リスク共生学を基盤とした新たな学術分野の創出を目指して国際研究拠点を形成する。また、先端科学高等研究院の成果を教育に活かすために都市科学部を設置し、さらに環境情報学府・研究院、都市イノベーション学府・研究院を中心として、全ての大学院部局でリスク共生学の成果を創出する。同時に、リスク共生社会創造センターにおいて海外研究機関と連携して研究成果を社会に還元する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑧-5-1 国際的な文理融合研究拠点を形成する中心的な研究ユニットである共創革新ダイナミクス研究ユニットを主体に、オンラインツールなども利用しながら、海外からの招聘研究者と継続して先端的な共同研究を実施し、文理融合に関する国際共著論文を国際誌に投稿する。さらに、新技術や新システムの社会実装やイノベーション創出を促すための、オープン・イノベーションのプラットフォーム形成の活動を継続的に進める。
- ・⑧-5-2 先端科学高等研究院招聘研究者による大学院生向けの特別講義等や、先端科学高等研究院に設置された全ユニットがシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより、各分野での最先端の研究状況を伝え、大学院部局での研究力強化を図る。特別講義やシンポジウム等の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、オンラインツール等も利用する。
- ・⑧-5-3 各大学院部局においてリスク共生学に関わる論文等を1編以上公表、またはシンポジウム等の開催を1回以上行う。シンポジウム等の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、オンラインツール等も利用する。
- ・⑧-5-4 リスク共生社会の実装活動計画に基づき国内外の研究機関や企業等と協働して先端研究の社会実装を以下のとおり推進する。
 - ・令和2年度に更新されたリスク共生社会像を国内外の他分野へ展開する。
 - ・リスク共生社会についての理解を広めるため、NPO等を通じてシンポジウムの開催や、eラーニングシステムの普及拡大に伴う改善、リスク共生社会検定(仮)の普及活動を実施する。
 - ・学内外の有識者・専門家によるリスク共生社会コンソーシアムを拡充し、社会実装へ向けた活動を強化するとともに参加機関、企業との共同研究へと繋げる。
 - ・社会総合リスク評価プラットフォームの国際展開について検討し、それに合わせた改善を実施するとともに、国内での多様な要求に適用できるように、機能の充実を図る。
 - ・令和2年度に策定した必要な実装項目のロードマップに沿って社会実装計画を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

⑨-1 先端科学高等研究院の研究基盤であるリスク共生学の確立に向け、人材の多様化・グローバル化を行うことによって研究の活性化を図ることを目的として、学外及び海外から世界の第一線で活躍する研究者を招聘し、研究ユニットに参画する教員の50%以上を招聘研究者とする。また、各ユニットに学外や海外の勤務経験者を専任教員として採用する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑨-1-1 海外からの研究者の招聘を継続するとともに、各研究ユニットに学外・海外勤務経験者を専任教員として配置する。
海外との連携にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止への配慮としてオン

ラインツール等も利用し、招聘割合を研究ユニット参画教員の50%以上にする。

- ・⑨-1-2 外国人研究者受入れのサポート体制について、現在の実施内容を維持しつつ、学内他部局との事務の合理化・手続きの簡素化の検討を行い、必要に応じて改善し、これまでの取り組みを学内に発信する。

⑨-2 実践的学術の国際拠点形成のため、研究推進機構運営会議の開催を通じて、人文系・社会系・理工系の分野が一つのキャンパスにある優位性を活かした研究科・各研究院との連携を強化するとともに、研究 IR による評価を全学で共有する体制を整備する。

- ・⑨-2-1 研究推進機構運営会議を通じて、研究戦略の情報を全部局で共有するとともに、引き続き、研究 IR 情報の共有が適切に行われているか確認し、必要に応じて改善する。また、研究 IR における評価方法としてオープンアクセス率のほか、SDGs に関連する研究活動等の指標について調査・分析し、全学の研究力向上に資する評価指標を作成する。
- ・⑨-2-2 RPO 制度を活用し、構成員をその時々々の社会・研究動向を踏まえて適宜見直ししながら、YNU 研究拠点の強化に向けた取り組みや外部資金獲得に向けた方策の検討を全学的な観点から進める。

⑨-3 専門分野に応じて、著書数、専門誌の論文掲載数、高インパクトファクタ等国際的な評価の高い学術誌への論文掲載数、招待講演数、社会的評価等の多様な評価システムを導入し、URA 等による研究力の分析を行う体制を整備する。

- ・⑨-3-1 第3期中期目標期間における本学の研究力の分析結果を整理し、第4期中期目標期間における分析体制及び研究の専門分野に応じた評価指標を検討する。

⑨-4 研究力に関する分析結果を公表することにより教員の研究活動の現状把握を進めると同時に、評価に基づく研究組織の見直しを不断に実施する。さらに、URA を増員して外部資金獲得等の研究支援、及び研究分析に基づく新たな研究企画を行うための体制を強化することにより、本学の強みを活かした研究分野を創出するとともに、基盤研究に関するさらなる研究成果の増加と新規研究分野の開拓を行う。

- ・⑨-4-1 引き続き、本学の研究力状況について外部の文献データベース等から得られる情報を効率的に整理し、その結果をウェブサイト等を通じて学内で共有することにより、教員が現状把握を行い、さらなる研究成果の増加と新規研究分野の開拓を行う環境を提供する。
また、教育研究活動データベースの効率的かつ効果的な運用を行い教員が本学の研究状況を把握できる環境を強化するとともに、第4期中期目標期間における教育研究活動データベースのあり方を検討する。
- ・⑨-4-2 大学戦略情報分析室と連携し、研究 IR 活動を実施する。
- ・⑨-4-3 引き続き YNU 研究拠点制度の年次報告書を活用して学内の研究状況を把握するほか、YNU リサーチイニシアティブのレビューを完了した上で、第4期中期目標期間における本学の研究組織の在り方についての検討を行う。
- ・⑨-4-4 「国際ジャーナル論文投稿支援事業」を継続し、特にオープンアクセスの強化を通じた被引用数向上に向けた支援を行う。また、過年度に本事業で支援を受けた論文についての状況を確認し、事業の評価を行い、第4期中期目標期間以降の取り組みに向けた整理を行う。

⑩-1 研究力評価を担当する URA 等により各分野の研究情報を的確に把握して学内外に提供し、また関連する教職員が戦略的な研究支援に参画する等、本学の研究力の向上と分野の枠を越えて学内外での共同研究を推進する体制を整備する。

- ・⑩-1-1 大学戦略情報分析室との連携による研究情報を把握する体制を確立し、さらに第4期中期目標期間に向けて、長期視点からの改善点について検討整理する。
- ・⑩-1-2 優秀研究者賞受賞者の一般向け研究紹介コンテンツ 5 件以上を発信する。国際ジャーナルへの投稿支援事業利用者等の研究成果発表論文について、EurekAlert!を通じて国際プレスリリースを7件以上発信する。
- ・⑩-1-3 YNU 研究拠点を単位とした産学連携の取り組みを支援し、事例を増加させる。また、分野を超えた学内外の共同研究グループの把握・形成や若手研究拠点形成制度等の取り組みを通じて研究グループの可視化を進め、拠点情報の共有を図るとともに、第4期中期目標期間に向けて産学連携のシーズを把握するための改善策を検討・実施する。
- ・⑩-1-4 産学官連携コーディネーターと知的財産マネージャーとの協働を図ることにより、産学官連携推進部門の活動を充実・活性化させる。また、部門選定型重点支援制度を充実・発展させ、YNU 研究イノベーションシンポジウムによる情報発信を両輪とする取組で、共同研究体制の充実に繋げるとともに、第4期中期目標期間に向け、神奈川における産、学、官との連携を強化・拡大し、産学官のイノベーション資源とマネジメント機能の融合・一体化を図ることで、共同研究等のための「新たな共創の場」の形成に取り組む。

⑩-2 若手研究者を主幹的研究者へ成長させるために、分野の枠を越えて多様な経験のある研究者との協働体を形成することにより、新規研究テーマの考案手法から研究実施、研究成果の創出、さらには社会への還元までを含めて若手研究者を指導する体制を整備する。

- ・⑩-2-1 「若手・中堅による YNU 研究拠点形成制度」を通じた新たなグループの発掘と育成をさらに進め、若手教員の組織的な活性化に注力する。また、第4期中期目標期間を念頭に置いた制度のレビューを実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

⑪-1 研究推進機構の産学官連携推進部門及び地域実践教育研究センターにおいて、地域や社会のニーズを十分に把握し、企業との連携、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携、さらには地域で積極的に活動している NPO 法人等との連携体制を確立する。具体的には、企業や自治体等への指導助言活動や連携に教員が積極的に参加する等の交流機会を増加させ、これらを通じて、学生のインターンシップ、社会人の再教育、社会人の博士課程後期受入による人材育成支援、企業や行政の職員や技術者と本学教員との相互交流、地域をフィールドとした演習活動とその成果の地域への還元を行う。

- ・⑪-1-1 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との定期的な連携・情報交流により地域社会の課題やニーズを把握するなど連携体制の実質化を図る。また、把握した課題やニーズを踏まえつつ、地元企業等との産学連携（共同研究・受託研究等）を推進し、本学の研究成果の地域還元を進める。

- ・⑩-1-2 地域社会のニーズを踏まえた社会人教育を行うことにより、地域の人材育成を支援する。
 - ①社会人学生数、派遣企業数、派遣企業業種数の調査・分析を継続する。また、社会人博士学生及び派遣元企業へのアンケートによる満足度調査も継続する。それらの結果から第4期中期目標期間における社会人教育充実に向けた戦略的目標を策定する。【理工学府】
 - ②組織改編計画に沿った社会人受入れを着実に実行する。また、計画どおりの学位取得に向けて指導委員会の指導状況及び社会人受入れの改善点を把握し、第4期中期目標期間における社会人教育充実に向けたアクションプランを策定する。【環境情報学府】
 - ③博士課程後期への社会人受入れの目標数である毎年3名を事後評価し、博士課程後期への社会人受入れの効果を総合的に評価する。【都市イノベーション学府】

⑩-2 地域を主体としたコンソーシアムで得られた成果を、国内の連携大学を通して他地域に発信・展開し、さらに新興国を中心とした海外の協定大学との連携により、本学の研究成果を、課題を抱えている地域に展開することにより、本学の目指すグローバルとローカルが関連する実践的課題の解決を具現化する。

- ・⑩-2-1 地域の産学官連携コンソーシアム（留学生就職促進プログラムやダイバーシティ連携協議会 KT など）を事業展開し、各種事業での相互交流や情報発信を着実に進める。

⑩-3 今後の産業構造の変化等に対応し、生涯にわたる学修機会拡大のニーズに応えるため、公開講座等を通じた最新の知見の提供、サイエンスカフェを通じた大学と社会との対話の場の提供等のアウトリーチ活動と社会貢献を行う。また、受講者アンケート等を実施して評価・改善を行い、地域社会のニーズを捉えたプログラムを充実させ、公開講座及びサイエンスカフェについて平均受講者数を第2期中期目標期間の平均より10%増加させることで、学修機会の提供拡大を実現する。

- ・⑩-3-1 オンライン配信を利用するなど、ウィズコロナ/ポストコロナ時代においても開催が可能となる方法で、公開講座を実施する。
- ・⑩-3-2 サイエンスカフェについて、運営方針を基に参加者と本学研究者が共有できるテーマを設定する等の取り組みを行い、参加者数を第2期中期目標期間の平均より10%増加させ、かつ受講者の満足度を向上させる。実施にあたっては、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に配慮する。

⑩-4 地域教育界に多くの管理職を輩出してきた実績を踏まえつつ、引き続き地域の教員養成の中核としての役割を果たすため、教育学部においては、教職に対するモチベーションの維持・向上、及び高い資質能力の育成を通じて、県内小学校教員養成の占有率を10%に高めることを目指す。具体的には高大接続の新たな取組み（ダブルインターンシップなど）や、本学と横浜市教育委員会等が連携し開発した教員養成段階で培う質と水準に関する枠組みである「横浜スタンダード」及び「教育実習ハンドブック」に基づく教育実習、グローバルとローカルに焦点を当てた教育イノベーション科目（外国につながる子どもの学習支援、小学校英語、インクルーシブ教育、ICT教育など）の設置、アクティブラーニングの推進、スクールデーの新設などを通して新たな教育課題に取り組む。また、学校現場の課題に通じた大学教員の割合を高める必要があることから、教員採用の際に学校現場で指導経験を有する者を募るとともに、教

育学部教員が FD 活動等を通して附属学校等における現場指導経験を積むことにより、現場指導経験を有する大学教員の割合を第 3 期中期目標期間末に 30%確保することを旨とする。

教育学研究科では、世代交代の著しい地域教育界のニーズを踏まえ、教員養成機能は主に教職メンタリングを中核に据えた教職大学院に移行し、修了者の教員就職率は第 3 期中期目標期間末に 80%を旨とする。一方、既設の教育学研究科（教育実践専攻）は、研究科設置以降、多数の研究者を輩出してきた成果を踏まえ、教育デザイン研究や教育インターンなどによる理論と実践の往還からなるカリキュラムを通じて、高度専門職（研究者など）、学校を支える高度教育関連職（カウンセラーなど）や、県内教育界の課題である中等学校の授業改善に資する教育学をベースとした教科の専門性に優れた中等学校教員などの養成を行う。なお、教職大学院と既設研究科の規模の見直しを行うまでの期間の修了者の教員就職率は 70%を旨とする。

- ・⑩-4-1 地域からの要請に応えるため、学部の組織改編に合わせ、複数免許を取得しやすいカリキュラムを実施し、免許外教科担任の解消や英語・理科の免許をもつ小学校教員の養成などを行うシステムを構築する。また、引き続き、教員採用試験対策講座や教員就職相談窓口の開設、在校生の進路意識調査等を実施し、県内小学校教員養成の占有率を 10%に高める。
- ・⑩-4-2 神奈川県内教育委員会から派遣される「みなし専任教員（実務家教員）」や「連携教授（退職校長）」を採用し、学校現場での指導経験を有する大学教員の割合 30%確保を旨とする。また、実践経験がない教員に対し、本学附属学校における研究会等への関与を促す。
- ・⑩-4-3 教育学研究科は、令和 3 年度に組織改編を行った教職大学院と教育支援専攻において、学部教育と大学院教育の連続性と互恵性を図り、カリキュラムの整合性について検証する。さらに、在校生等の意識調査を行い、授業改善等に役立てる。
- ・⑩-4-4 教育学研究科では、専攻間の連携と協力を深めるとともに、教育デザインフォーラムの規模の拡大や、学校課題解決研究発表会と修士論文発表会の同日開催等の試みにより、院生相互の教職に対する意識を高め、教員採用試験受験者数の増加と修了者の教員就職率 80%を旨とする。
- ・⑩-4-5 組織改編（令和 3 年度）後の教職大学院と教育学部は、神奈川県内の教育委員会と教職課程を有する地域の私立大学等と連携をしながら、質の高い教員養成の実現に向けた教育・研究に取り組む。また、教育デザインセンターは、教員養成・教育実践研究の拠点として全学の教職課程の充実に取り組む。

⑩-5 地域の広域避難場所の指定を受けている防災拠点として、地元保土ヶ谷区との防災協力協定等に基づいた地域連携活動を行う。具体的には、公開講座による防災教育の実施、減災や事前復興に関する研究成果の社会への普及啓発、災害時における非常通信の支援などを通じて、安心安全な地域社会の実現に貢献する。

- ・⑩-5-1 本学の学生・教職員の通学通勤経路となる相鉄・JR 直通線「羽沢横浜国大駅」開業を契機として開始した、近隣地区町内会（常盤台、羽沢南など）との地域連携活動を引き続き協働実施する。
- ・⑩-5-2 自然災害をはじめ、通勤・通学が困難になった場合や遠隔授業・テレワークを支援することを想定した業務継続計画（BCP：Business continuity planning 対策）を充実させる。

⑩-6 上記の取組みを始め、本学の教育研究活動の成果や資源を県内外の大学、企業

や自治体等との連携活動に還元し、その取組成果を国内外に発信する活動を YNU ローカル実践コア (YOKOHAMA National University-Local Practice Core : YNU-LPC) と位置付けて展開し、地域発展の中心的役割を果たす。

- ⑪-6-1 本学の教育研究活動の成果について、学部横断で開講する全学教育科目「地域交流科目」により実践的な地域課題解決の教育研究活動などを通じて地域社会に還元するとともに、地域連携推進機構ネクストアーバンラボ (Next Urban Lab) などを通じて発信し、YNU ローカル実践コアを確立する。
- ⑪-6-2 「中・高・大連携によるこれからの教育実践モデルの構築に係る実践研究会」の取組を推進し、大学への円滑な接続を含め新たな中・高・大連携を目指した教育実践モデルの検討を具体的に進める。また、教職大学院においては、県内の小・中・高校を連携協力校としての支援を継続し、その成果を研究成果報告会等で発表する。さらに、県内の高校及び中学校における教育支援の状況を公開し、県内の教育委員会と連携して支援を進めるシステムを構築する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

⑫-1 教育研究の活動状況の多言語による情報発信、渡日前入試を始めとする柔軟な入試制度の導入、YGEP 等の新たな教育プログラムの展開、チューターやボランティア学生を活用した学修支援、校友会や海外同窓会と連携した日本及び母国での就職活動指導などのキャリア支援、共同学位制度等の体制整備や海外協働教育研究拠点を活用した留学生や外国人研究者を受け入れる体制強化を行う。また、交換留学やショートビジットの拡大、2 学期 6 ターム制を活用したサマースクールの設置など、短期留学生の受入体制も強化する。これらの施策により平成 33 年度末までに、学部における留学生受入数を平成 26 年度末時点の 2.5 倍に高める。同じく大学院における留学生受入数は、収容定員に対して、博士課程前期で 35%、博士課程後期で 50% に高める。さらに留学生受入総数としては、平成 33 年度末には平成 26 年度末時点の 2 倍に高める。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ⑫-1-1 新たな英語サイトのコンテンツを開発するなど充実化を図り、第 2 期中期目標期間よりもウェブサイトの訪問者数、セッション数を増加させる。また、動画コンテンツの需要の高まりを踏まえ、Youtube の SEO (Search Engine Optimization) 対策の実施や、全学ウェブサイト上での効果的な動画発信の方法を検討する。
- ⑫-1-2 初中級者を対象とした英会話研修を引き続き実施し、平成 28 年度以降に受講した事務職員の合計人数を 1 割以上とすることで、事務職員全体の英語力の底上げを行う。
- ⑫-1-3 留学生の受入れ数を前年度より増加させる。海外協働教育研究拠点との連携を強化し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、オンラインツール等も利用しながら、拠点からの留学生、研究者の受入れ、ダブルディグリー・プログラムの実施等へ向けた調整を推進する。また、正規生以外については、オンライン留学プログラムを含めた交換留学・ショートステイの拡充を行う。
- ⑫-1-4 富丘会のキャリア・アドバイザーによる「就職相談」や、校友会・国内同窓会との協同企画就職支援イベントにおいて、外国人留学生に対してもより良いサポートになるよう見直しを行い実施するほか、外国人留学生からの意見聴取を行うとともに、外国人留学生に対する有効な就職支援を行う外国人留学生の就職支援会社や企

業から情報を入手し、外国人留学生が苦手とする選考への対策を取り入れたイベントの実施や有益な情報の提供など、さらに有効な就職支援を行う。

- ・⑫-1-5 日本での就職を希望する外国人留学生に対し富丘会のキャリア・アドバイザーによる「就職相談」を実施する。また、海外同窓会の協力による留学生の就業体験については、「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針」及び感染状況、国や自治体等の方針・要請等を踏まえた方法を検討し、実施する。
- ・⑫-1-6 優秀な留学生獲得の施策として、海外からの直接出願受理について、都市科学部以外の学部でも導入を目指す。また、第4期中期目標期間に向け、渡日入試・渡日前入試の定義を見直すとともに、今期の取組みの検証を行う。

⑫-2 キャンパス内での外国人や日本人の間のコミュニケーションを活性化させるため、日本人学生に対してはTOEFL、TOEIC、IELTS等の英語能力試験と連携した教育内容の取り入れなどによる英語教育の強化を行い、留学生に対しては日本人学生ボランティアを活用した日本語教育の充実を行う。

また、2学期6ターム制の導入に連動させて、2ヶ月あるいは4ヶ月の海外短期留学や海外インターンシップ、海外協定大学での外国語学習集中キャンプの拡充を行い、2割以上の学部学生に在学中に海外経験をさせる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑫-2-1 本学の英語教育の根幹を形成している1年生を対象としたTOEFL-ITPテストを、オンラインによる実施も視野に入れ、2回実施する。これ以外にも、学内テストとして年4回実施し、TOEIC IPについても公開テストが実施されない場合は、オンラインにて学内で実施する。なお、TOEFLスコア(500点以上)を持つ学生に対しては、英語演習クラスにおいて、それぞれの専門性を踏まえつつ高度な内容を各自に選択させ、内容にふさわしい語学学習が行えるよう、継続して指導を強化する。また、昨年度の遠隔授業の進展を踏まえて、異文化理解を進める教育コンテンツや情報コンテンツの学習活動がより一般化するよう、1、2年次の英語科目の指導を強化するとともに、必要な教材の作成を行う。
- ・⑫-2-2 「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する本学の行動指針」及び感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断した上で、学部学生の20%が海外渡航を経験するよう短期海外渡航プログラムを拡充するとともに、受入れ留学生の日本語能力向上への支援を強化する。

⑫-3 教育研究の国際展開を推進するため、海外協働教育研究拠点の活用を始め、協定大学との単位互換や研究者相互交流機会の増加により、現地での教育研究支援を行いながら、ローカルな課題からグローバルな課題まで共同教育研究を行う。

- ・⑫-3-1 「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する本学の行動指針」及び感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断した上で、海外同窓会と連携したインターンシップの拡充、国際みなとまち大学リーグを活用したプログラムの充実とともに、本学の海外協働教育研究拠点を活用した実践的学修を実施し、単位化を行う。また前年度に引き続きホーチミン市工科大学及びダナン大学との共同プロジェクトを着実に進展させる。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

⑬-1 国立大学の教員養成学部附属学校としてのこれまでの実績を踏まえ、学部生の

教育実習や研究科院生の教育インターンなどの各種実習科目を、学部・研究科と連携した学校研究の柱として明確に位置づけるとともに、教育実習等を通じて教員としての資質・能力の向上を系統的に評価して学部・研究科のカリキュラム改善に活かす制度を構築し、その成果を地域教育界や他大学等に研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-1-1 令和2年に改訂した教員養成スタンダードを、ルーブリックとして学部段階にブレイクダウンし、教育実習ハンドブックを基にした教育実習とカリキュラムを効果的・効率的に連動させる評価システムを構築する。
- ・⑬-1-2 教育学部の新カリキュラムについて、神奈川県内教育委員会との連絡協議会や機関誌「教育デザイン研究」への掲載等で広く発信する。また、本学附属学校及び地域の学校との連携をさらに深め、「長期分散型教育実習」や、大学院生（現職教員を含む）の実習校における学部学生の教育実習等を通じて、教員としての資質・能力の向上を図る。

⑬-2 学部と連携して附属学校が取り組んできた現代的な教育課題への先導的な取組みの成果（附属横浜中学校における ICT 教育や中高連携、附属鎌倉小・中学校における小・中一貫教育、特別支援教育など）を踏まえながら、従来の成果発信型の取組みから、より県内学校の実情に即した双方向の地域共創型の取組みへと発展させるとともに、神奈川の先導的教育実践モデル構築に向けた制度設計を推し進めるなど、地域教育界の共創拠点としてそのイニシアティブを執っていく。

- ・⑬-2-1 教育学部及び神奈川県内の教育委員会と連携した研究活動を継続実施するとともに、課題解決に向けた取組を公開研究会で発信する。また、地域共創型の取組の実現に向けて地域の教育課題の共有や教育課題の解決に向けた議論に参加するとともに、研究成果を地域に効果的・効率的に発信・還元するシステムについて検討する。
- ・⑬-2-2 本学附属学校において、これまで開発した先導的教育実践モデルをもとに教育課程の見直しと整備を行い、神奈川県先導的教育実践モデルを構築するとともに、積極的に地域への情報発信、相互研修、情報交換・交流を実施する。さらに、GIGA スクール構想については、附属横浜中学校で成果検証された「ICT の利活用による学習方法」等を踏まえ、地域に効果的な発信ができるモデルを集約する。また、本学附属学校で連携し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する支援のあり方や取組みの成果を整理し、双方向の地域共創型取組のシーズと位置づけ、試行的な実践に結びつけていく。

⑬-3 世代交代の著しい地域教育界の課題に応えるために新設する教職大学院の連携協力校となり、教育実習などを通して県内教員の育成・養成に取り組むとともに、神奈川県及び3政令指定都市教育委員会等との教職大学院諮問会議等の調整を経て、連携協力校としての取組みの成果を教職大学院生のみならず、教職大学院に進学しない県内教員にも研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-3-1 本学附属学校において、ストレートマスターの受入れを行い、学校実習や研修が円滑に実行できるよう取り組むとともに、その取り組みにおける成果の検証を教職大学院と連携して行い、効果的な学校実習や運営の在り方について協議する。また、教育デザインセンターを拠点とした教職大学院と附属学校との共同研究に着手する。
- ・⑬-3-2 教育学部・教育学研究科と教育委員会の連携会議や教職大学院と教育委員

会との諮問会議等に加え、横浜市教育委員会、神奈川県教育委員会との協働による「養成・採用・研修の在り方」の研究を実装化していく。その際、先導的モデルとしての附属学校のインターン系科目の研究成果の発信をしていく。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

⑭-1 学長のリーダーシップによるガバナンスを強化するため、全学の教育研究活動を把握して戦略的な大学運営、大学経営を行う体制を構築する。具体的には、各部局において教員が教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等における活動状況をエフォート等により部局長に報告することにより、部局長が部局全体の活動状況を把握できる体制を全学的に整備する。さらに各部局長は部局の活動状況を大学執行部に報告し、大学執行部は大学全体の教育研究等の活動状況を把握した上で、学長のリーダーシップのもと、大学の教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等の改善・充実方策を打ち出し実行する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-1-1 大学戦略情報分析室の運用状況や成果等を踏まえて、必要な改善を図る。また、第4期中期目標・中期計画等の作成に向けて、大学の教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等の改善・充実方策の策定を支援する。

⑭-2 自律的な運営改善に資するため、経営協議会を始めとする学外者の意見を法人運営に適切に反映する。また、新たに設置する都市科学部に多様な視点からの助言を学部の運営に活かしていくための仕組みとして学外の委員を中心に構成される運営諮問会議を設置するとともに、その他の学部・大学院においても都市科学部の成果を踏まえつつ学外者の意見を運営に反映する仕組みを導入・強化する。さらに、監事が、財務や会計の状況に加え、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学の意思決定システムを始めとしたガバナンス体制等についても監査することができるよう、役員会、経営協議会その他重要な会議の出席、事務局からの資料提出、情報提供の充実など監事サポート体制を強化する。

- ・⑭-2-1 引き続き監事をサポートするため、予算・決算を始めとする財務情報の提供を行うとともに、令和3年度監事監査計画の策定に係る事務手続きの支援を行う。
- ・⑭-2-2 都市科学部においては、年度の活動を取りまとめる形で運営諮問会議を秋学期に開催し、学部運営と教育内容について意見聴取を行う。また、教員の文理融合を推進するため、引き続き学部共通科目「都市科学A、B、C」の共同運営や「都市科学シンポジウム」における文系・理系の教員による発表やパネルディスカッションを行う。その他の学部・大学院については、学外者の意見を聴取する体制を強化する。

⑭-3 運営費交付金に加え、助成事業を始めとする各種競争的外部資金の確保、寄附金を始めとした自己収入の増加、民間資金等を活用した施設整備手法の導入などによる経費の抑制を進めることにより、基盤的な教育研究関連経費を確保する。また、学長のリーダーシップに基づく学内競争的経費を拡充し、本学の強みを活かすため重点的かつ戦略的に執行する。

- ・⑭-3-1 寄附募集活動を専門に行うファンドレイザーを中心として、随時、大型寄附獲得のための、企業、個人訪問を行う。また、小口の寄附金を増加させるため、前年度の寄附状況を分析するとともに、基金ウェブサイトとして事業ごとのコンテンツ

を開設し、新たな寄附者の獲得と、安定的な寄附収入の増加を目指す。

- ・⑭-3-2 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、文房具用品の統一業者発注について、継続実施をするとともに、前年度の調達実績をもとに必要に応じ品目追加など見直しを行う。また、教職員から経費抑制・収入増加方策の提案を受けた経費の抑制等を引き続き実施する。
- ・⑭-3-3 学内競争的経費に係る予算については、文部科学省から示される予算制度概要や内示額等を踏まえ、学長戦略経費として最大限確保する。また、配分については、大学の取組構想に基づく各戦略を更に推進するための事業に対し、引き続き重点配分を行うとともに第3期中期目標期間の最終年度であることを踏まえ、これまでの成果集約に向けた取組や、第4期中期目標・中期計画に向けた取組に充当すること等も視野に入れ、学長のリーダーシップのもと配分を行う。
- ・⑭-3-4 「新型コロナウイルス感染防止に対する横浜国立大学の行動指針」等を踏まえた適切な配慮をした上で、可能な範囲において土地・建物使用料収入の増加に努める。

⑭-4 教員の流動性を高めるとともに、高度な専門性を有する人材、国内外の優秀な人材、将来性のある多様な人材を確保するため、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を導入して平成28年度中に56人以上に適用し、その後も引き続き促進するとともに、混合給与制の活用を進める。また、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、テニュアトラックによる若手教員採用を進める部局に支援を行うなど、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員の若手比率が概ね20%となるよう年齢構成に配慮した雇用を促進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-4-1 国家公務員の給与制度を基にしながら、教員の業績評価結果を今まで以上に適切に反映できるような仕組みとして創設した新たな年俸制について、新規採用者への適用を推進する。また、月給制から年俸制への切替希望者を引き続き募る。
- ・⑭-4-2 混合給与制について、引き続き、制度導入を学内に広く周知し、制度利用による本学の教育研究への効果を得る。また多様な人材を確保する。
- ・⑭-4-3 引き続き、学長戦略経費等を活用して、テニュアトラックをはじめとした若手教員を積極的に採用する部局に対し支援するとともに、若手教員に対しても、さらなる教育研究推進のための、申請型の競争的経費を確保する。

⑭-5 女性の活躍推進のため、女性役員を登用するとともに、管理職に占める女性の割合について13%以上を達成する。さらに、男女共同参画推進センターを中心に育児や介護などにより研究時間が制約されている研究者を支援する「研究支援員制度」、育児や介護などにより研究を中断したが再開を希望する女性研究者に研究の機会と場所を提供し次のステップへ進めるように支援する「みはるかす研究員制度」等、これまで実施してきた支援活動を一層充実・継続するとともに、「横浜国立大学男女共同参画アクションプラン」に基づく種々の取り組みの展開により女性の積極的な採用を進め、第3期中期目標期間末における女性教員の在籍比率を19%以上とする。

- ・⑭-5-1 令和3年度末における女性研究者の在職比率19%を達成するため、全学を挙げて男女共同参画アクションプランを遂行する。
- ・⑭-5-2 令和3年度末における管理職に占める女性の割合13%を達成するため、全学を挙げて男女共同参画アクションプランを遂行する。

⑭-6 学長がリーダーシップを発揮して大学のミッションを的確に実行するため、全学の重要事項について、テーマ別に理事、副学長及び部局長等が構成員となる会議を設置し、意見聴取の場を設け、各部局等の状況を把握した上で意思決定を行う。この過程で学長は、全学的コンセンサスを高める風通しの良い組織運営に努め、ガバナンスを強化する。また、学長が大学の将来像を策定するにあたり、若手中堅教職員との懇談の場を設定し、平成 31 年度を目途に、横浜国立大学 21 世紀中長期ビジョン (YNU21) を策定し、中長期的な戦略と将来ビジョンを示す。

- ・⑭-6-1 第 3 期中期目標期間評価 (4 年目終了時評価結果及び中期目標期間終了時評価に向けた自己点検・評価) を踏まえ、第 4 期中期目標期間を見据えた中長期ビジョンの必要な見直し (改訂) を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

⑮-1 平成 29 年度に学部を中心とした教育組織の改編を行う。教員養成に関しては教育人間科学部人間文化課程を廃止し、学校教育課程のみの教育学部に組織改編するとともに、教育学研究科に教職大学院を設置し教員養成機能を強化する。なお、教育学部の入学定員については、社会情勢を踏まえ平成 32 年度に第 4 期中期目標期間に向けた検証・見直しを行う。社会系では経済学部 2 学科体制、経営学部 4 学科体制を、それぞれ 1 学科体制にして、グローバル新時代に対応し総合的な力を持った人材を育成する教育組織にするとともに、経営学部・夜間主コースは、ビジネススクールの要素を含む新たな社会人教育プログラムを創設する。

新たに都市科学部を設置し、本学の強みであるリスク共生学と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。同時に理工学部においては 4 学科体制から 3 学科体制へ組織改編し、新しい分野の教育が可能になる体制を整える。

- ・⑮-1-1 (計画達成のため、年度計画を設定しない)

⑮-2 平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編を行い、理工学部・都市科学部で育成する人材の受け皿となる体制を構築するとともに、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成機能を強化する。

- ・⑮-2-1 (計画達成のため、年度計画を設定しない)

⑮-3 上記の組織改編による教育効果を全学的に評価・検証し、新たな社会のニーズや時代の変化に対応する教育課程及び組織のあり方について不断の見直しと整備を行う。

- ・⑮-3-1 組織改編による新たな教育プログラムの教育効果を評価・検証し、不断の見直しを行うほか、法改正に基づく新たな教育課程の設置に向けて準備を進める。
 - ①授業アンケートや進路意識調査等を継続して実施し、学生指導やカリキュラム、就職支援等の在り方を改善し、教員採用に向けた支援を充実させる。また、学部、教職大学院、修士課程 (教育実践専攻、教育支援専攻) における指導の一体化を図る。
【教育学部、教育学研究科】
 - ②令和 2 年度に完成する経済学科新カリキュラムと GBEEP (Global Business and Economics EP) 新カリキュラムについては、教育効果を評価するために実施する学生へのアンケート調査に基づいて、本教育プログラムの 4 年間を総合的に分析・評

価して、結果をフィードバックする。また、令和3年度に経済学部で開設する新たな教育プログラム DSEP (Data Science EP) と LBEEP (Lawcal※ Business Economics EP) については、企業や国・地方自治体からのニーズが大きい社会系のデータサイエンス人材、すなわち数理・統計分析の技能を習得し、経済、経営、法律などの社会系の専門性を兼ね備えた人材を育成する教育体制を整備する。(※ Lawcal は、地域 (local) と法 (law) を組み合わせた造語) 【経済学部】

- ③第3期中期計画期間中の授業アンケート結果に基づき、カリキュラムの改訂を行う。また、令和3年度から開設の経済学部との連携教育プログラム DSEP については、1年次からプログラム専用の演習科目を始めるとともに、学生のニーズ・能力の把握や指導、学生へのヒアリングを行うことでPDCAサイクルを構築しながらデータサイエンスのリテラシーを高めていく。【経営学部】
- ④全学一体の組織改編完成時における進学・就職に関する調査と組織改編前との比較検討を行い、第4期中期目標期間に向けて、必要があれば、組織見直しと強化すべき教育機能への反映について検討する。【理工学部】
- ⑤令和2年度の学部完成に伴い、令和2年度に引き続き、教育効果の調査を行い、教育内容・カリキュラムの点検、検証を実施する。【都市科学部】
- ⑥令和2～3年に行った教育効果の調査・検証結果とニーズ調査に基づき、前年度に完成年度となった経済・経営両学部の人材の受け皿として機能することを目的として、教育内容・カリキュラムの見直しを実施する。【国際社会科学府】
- ⑦大学院教育強化推進センターと協力し、大学院全学教育科目への科目提供を継続する。また、教育の質アンケートを継続実施し、理工学府の改組及び大学院先進実践学環(研究科等関係課程実施基本組織)の新設などに伴う履修状況や満足度の調査を行い、第4期中期目標期間に向けて戦略的目標を策定する。【理工学府】
- ⑧これまで実施したアンケート等の結果を分析し、教育効果の評価・検証を行い、第4期中期目標期間に向けて戦略的目標を立案する。【環境情報学府】
- ⑨教育組織・体制の見直しに対して評価を行い、第4期中期目標期間に向けて戦略的目標を立案する。【都市イノベーション学府】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

⑩-1 学長のリーダーシップの強化等による運営体制の改善と、都市科学部の設置を始めとする全学一体による教育研究組織の改編や留学生の教務・入試関連事務組織の全学的整備等、グローバル化等に対応した事務組織の再編を行う。その際、事務局と部局の事務の役割分担を明確にし、業務内容に応じた集約化を進めるとともに適正な人事配置を行う。
また、職員の能力向上や、事務の効率化・合理化に資するため、職員の意識改革・スキルアップおよび業務改善等を目的とした研修等を計画的に実施する。

- ・⑩-1-1 引き続き業務の点検と見直しを行うとともに、必要に応じ事務体制の見直しを行う。
- ・⑩-1-2 平成28年度～令和3年度の間実施した大学のマネジメントに関する研修や業務の合理化等に関する研修について、事務職員の3割に受講させ、事務職員の意識改革とスキルアップを行う。

⑩-2 教育用基盤システム及び各事務用システムのクラウド化を行う。また各システ

ムが有しているデータベースを全学的統合データベースへと集約化することによって、情報システムの整備と維持管理に必要な設備投資を抑制するとともに、拡張性と相互運用性に優れた情報システム及びデータベースの構築を図り、情報の可用性向上、業務プロセスの簡素化、効率化、合理化を推進する。

- ・⑩-2-1 情報基盤センターシステム及び事務システムの中で、『予算規模、日常的な運用面での利便性、費用対効果、災害時の業務継続性』等を総合的に勘案し、クラウドサービスへの移行が望ましいと判断された主要なシステムについては、クラウド化を完了させる。その他の主要なシステムについては、クラウドサービスへの移行の実施について判断を行う。
- ・⑩-2-2 マイクロソフト Office365 を利用した情報の可用性向上、業務プロセスの効率化を引き続き実施する。また、令和3年度から附属学校向けに開始する G Suite for Education (Google 社のクラウドサービス) の安定運用を実現する。
- ・⑩-2-3 情報セキュリティに留意の上、大学戦略情報分析室による情報の収集・分析業務に協力することで、組織の運用上の問題点を解決し、安定稼働に寄与する。
- ・⑩-2-4 学内の管理運営業務におけるグループウェア「サイボウズガルーン」の積極的な活用を図るとともに、不要な掲載情報の消去等、効率的なデータ管理を引き続き実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

⑰-1 助成事業を始めとする各種競争的外部資金の獲得を促進するため、IR 機能を活用して、各種競争的外部資金事業の情報収集・分析及び本学の申請状況・分野等の分析を行い、それらを有機的に連結させることにより、今後も資金獲得が期待できる本学の強い分野及び申請数を増加させることによって資金獲得の増加が期待できる分野を洗い出し、重点的に申請を促す。加えて、申請を資金獲得に結び付けるため、URA 等による国策等の背景も踏まえた各種競争的外部資金事業に関する分析結果の提供やその分析に基づく助言、申請書の書き方講座の実施等、戦略的に申請、資金獲得するための支援体制を整備する。

- ・⑰-1-1 研究 IR を担当する URA により、競争的外部資金の申請状況の整理、分析を実施し、資金獲得増加が期待できる分野を洗い出し、研究企画の実施に際して情報提供を行う。
- ・⑰-1-2 競争的資金情報を学内に提供し、科研費等の申請に向けたセミナー実施や相談窓口の運営等による支援策を実施する。
- ・⑰-1-3 学長主導による学内競争資金制度によって YNU 研究拠点の重点化を引き続き行うほか、若手による YNU 研究拠点形成事業を実施することで新たに競争力のある研究シーズの発掘・育成支援を行う。また、第4期中期目標期間を見据えたレビューを実施し、必要に応じて YNU 研究拠点の重点化及び若手による YNU 研究拠点形成事業の改善を検討する。

⑰-2 教育研究関連経費の確保のため、同窓会や校友会と密接に連携し、卒業生を始め広く本学の教育研究等の成果を周知し、寄附金等の受入を促進する。

- ・⑰-2-1 新たな寄附者の獲得と、安定的な寄附収入の増加を目指すため、基金ウェブサイトに新たな事業コンテンツを開設するとともに、第4期中期目標期間における

効果的な寄附募集活動の指標を策定する。

- ・⑰-2-2 広報委員会が卒業生・基金室と連携し、メールマガジンの発信回数増加や内容コンテンツを充実させ、卒業生をはじめとする多くの方に本学の教育・研究成果や大学への寄附情報を発信することで寄附金受入の増加を促進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

⑱-1 教員・職員それぞれについて、業務の点検整理、業務プロセスの改善を通じ業務の効率化・合理化を進めることにより、人件費の計画的な見直しを進める。

- ・⑱-1-1 平成30年3月に改定した「第3期中期目標・中期計画期間における財政改革方針」アクションプランに基づき、全学を挙げて人件費削減に取り組み、51名の人員削減を達成する。

⑱-2 業務の内容・プロセスを分析することを通じて民間に委託する業務の範囲を拡大するとともに、防災用品等を対象に実施している他の国立大学との共同購入の対象物品の拡大など業務改善を進め、経費の抑制を行う。また、年間役務契約の一元化・複数年化を推進するとともに、光熱水使用量の現状分析に基づく省エネルギー対策を進めることにより、管理的経費を抑制する。さらに、留学生・外国人研究者等の宿舍整備及び運営を行うにあたっては、民間資金等を活用した整備手法を導入し経費を抑制する。

- ・⑱-2-1 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、文房具用品の統一業者発注について、継続実施をするとともに、前年度の調達実績をもとに必要に応じ品目追加など見直しを行う。また、教職員から経費抑制・収入増加方策の提案を受けた経費の抑制等を引き続き実施するほか、共同調達の拡大を促進し、複数年契約については、必要に応じた見直しを図るとともに、電気・ガス契約内容の見直しによる経費の抑制について、各社のメニュー及び他大学の契約実績の調査を引き続き実施する。
- ・⑱-2-2 空調機の計画的な更新などを進め高効率空調機器の設置や空調機の運転調整を行い、使用エネルギーの低減により経費の抑制を図る。
- ・⑱-2-3 さらに年間役務契約の複数年化、一元化に向けて調査、見直しを行い、事務効率化による業務量削減により経費抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

⑲-1 定期的に資産を点検・評価し、有効に活用されていないものや更に有効な活用方法が考えられるものを洗い出し、教育、研究、社会貢献に資する効率的・効果的な運用管理を行う。具体的には、施設利用の点検調査に基づく学内スペースの再配分、不要品に関する情報を全学的に共有化するシステムの活用による物品の再利用の促進や休日等におけるスポーツ施設の学外への貸出し等を推進する。また、遊休資産と認められるものについては、処分を含めた見直しを進める。さらに、保有資金については、資金運用計画を策定し、金利の状況等社会情勢を踏まえ、機会損失を生じないよう留意しつつ運用する。

- ・⑲-1-1 物品の有効利用を進めるため、リサイクル情報を掲示する学内教職員向け電子掲示板の利用について教職員向けに通知することにより、利活用を促進する。あ

わせて、これまでのリサイクル掲示板の利用実績等を振り返り、効率的な資産共有化の方法等を検討する。

- ・⑱-1-2 金利の状況を踏まえて安全かつ効果的に運用益を確保するため、資金運用計画を策定した上で資金運用を実施する。
- ・⑱-1-3 施設利用状況調査等により現状把握を行い、施設を有効に活用するとともに、平成 29 年度より新たに 3 年計画で実施した現地調査、ヒアリング、フォローアップ、利用改善、再配分等の一連の取組を検証し、施設マネジメント手法を確認し PDCA サイクルを継続的に実施する。
- ・⑱-1-4 財政改革方針アクションプランに基づき、令和 5 年 3 月に廃止予定の大船植木住宅敷地を一定期間、第三者に貸し付ける可能性や条件等について取り纏めを行う。
- ・⑱-1-5 引き続き、貸出需要等の情報収集を行う。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針」等を踏まえ適切な配慮のもと、大学の行事・授業等に支障のない範囲で、ホール・講義室等の貸出についての情報提供を行い、開放機会を拡大する。
- ・⑱-1-6 「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針」等を踏まえ、地域スポーツの振興及び青少年の健全なる成長促進のため、授業や課外活動に支障の無い範囲で、一部体育施設の開放を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

⑳-1 大学研究情報分析を担当する URA を増員して研究力分析の強化を図り、分野ごとに研究評価手法の多様化を行い、社会のニーズや教育研究動向を反映させた自己点検・評価を統括的に実施する。また、公的・商用データベースとの連携、活用などと併せ、教育研究活動の把握、分析を効率化する。さらに、教育、研究、社会貢献、国際展開、業務運営の定期的な自己点検・評価を全学で実施し、次年度計画の策定や部局配分経費などのインセンティブに反映するほか、分析結果、反映・対応状況を集約して大学改革、機動的な大学運営・大学経営に活用する。

- ・⑳-1-1 大学戦略情報分析室、研究推進課、産学・地域連携課と URA が連携し、研究 IR 活動の効率的、効果的实施体制を整備することで、分野特性に応じた研究評価をできる体制とする。
- ・⑳-1-2 国立大学法人評価等に用いられる指標も参照し、分野別に抽出した評価指標により分野ごとの研究力を分析するとともに、各部局と連携し、全学の研究力評価を行う。また、世界的なオープンサイエンスの潮流に対する本学の関与度の指標としてのオープンアクセス率の計測、地球規模課題である SDGs 達成に向けた本学の研究の関与度の調査等、本学の社会ニーズへの対応について評価を行う。
- ・⑳-1-3 外部学術情報文献データベースや researchmap 等、各種データベースの連携状況を検証し、第 4 期中期目標期間に向けて必要な改善策について検討、提案をする。
- ・⑳-1-4 ロードマップに基づいた進捗管理のもと、第 3 期中期計画を着実に遂行し、達成する。自己点検・評価を全学で実施し、前年度までの評価結果を第 4 期中期目標・中期計画の策定や、大学改革、機動的な大学運営・大学経営に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

⑳-1 社会のニーズを考慮した大学活動状況の発信のため、各種広報刊行物やウェブサイトについて、より戦略的な読者層の設定とコンテンツの見直しや、多言語化などにより情報発信力を強化する。

また、自己点検・評価結果の部局毎のウェブサイトへの掲載や、学術情報リポジトリをより本格的に機能させることで教育研究成果を広く社会に公開するほか、様々な情報発信媒体を活用しタイムリーな情報発信を行う。

- ・ ⑳-1-1 卒業生・在学生・受験生向けなどターゲット別の教育・研究活動に関わる情報発信コンテンツを充実させる。また、国際ブランチの Facebook 等を活用し、多言語での情報の発信の充実を図る。
- ・ ⑳-1-2 学術文献・引用索引データベース「Web of Science」の本学所属者による新着論文情報を確認し、オープンアクセス化されていない論文ファイルの提供を教員に依頼する等の取組により、学術情報リポジトリコンテンツの登録件数 11,000 件超を目指す。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

㉑-1 魅力ある優れたキャンパスを実現するため、キャンパスマスタープランに基づく戦略的施設マネジメントに取り組む。具体的には、既存施設を長期的かつ有効に活用するため、計画的な修繕を行う資金を確保し年次計画による老朽施設の継続的な改善を実施するとともに、スペースの有効活用の観点から施設利用の点検調査を実施し、学内スペースの再配分を行う。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などの投資を行い、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

- ・ ㉑-1-1 空調機の計画的な更新などを進め高効率空調機器の設置や空調機の運転調整を行い、使用エネルギーの低減を図る。
- ・ ㉑-1-2 施設整備計画に基づく計画的修繕により、老朽施設の改善整備、構内環境整備を行う。
- ・ ㉑-1-3 施設利用の点検調査等により確保したスペースについて、学長のリーダーシップに基づく再配分を行う。

㉑-2 グローバルな教育研究環境の整備のため、民間資金等を活用した整備手法により、常盤台キャンパス内に留学生・外国人研究者等の宿泊施設を整備する。また、幅広い利用者が安全、快適に利用できるキャンパス構築のため、ユニバーサルデザインや防災機能強化の視点に基づきキャンパスを点検評価し、エレベーター、トイレ、スロープ等のバリアフリー化や防災時に活用できる屋外施設等の整備を行う。

- ・ ㉑-2-1 学内の様々なニーズを幅広く反映するため多様な視点で構内調査を実施し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパス構築のための課題を把握、施設整備を進める。
- ・ ㉑-2-2 防災管理点検等に基づき、不具合箇所の改善整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

⑳-1 安全パトロールの実施と報告等を通じ、教育研究遂行上の安全な環境を整備するとともに、定期的に点検、訓練を行い、事故・災害・感染症など危機発生時における対応の迅速化、部局横断的な連携の強化を推進する。また、旅行保険や留学サポートプログラムの加入義務付けや、社会情勢に応じて海外渡航時の安全確保に関する注意喚起を行うなど、留学・派遣等により海外に滞在する学生・教職員の安全確保のための措置を講ずる。

- ・⑳-1-1 新型コロナウイルス感染症への対応について、危機管理警戒本部を中心としたリスクマネジメント体制を継続し、安全安心な教育研究環境を確保する。
- ・⑳-1-2 専任衛生管理者を中心として、引き続き安全衛生体制の整備・充実を図るとともに、①安全パトロールの実施と報告、②平成 31/令和元年度より労働安全衛生委員会として実施している化学薬品巡視及び高圧ガス巡視について、これまでの実施状況を踏まえた検証、を行う。
- ・⑳-1-3 構内施設巡回点検や構内危険箇所等の点検を行い、必要な改善整備を実施する。
- ・⑳-1-4 海外に派遣する学生の危機管理については、「文部科学省の指針（「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」平成 29 年 3 月 31 日）が徹底されるよう、危機管理システムの見直しを継続的に行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底も視野に入れ、「外務省の海外安全ホームページのチェック」を促進する。また、海外旅行安全管理・危機管理科目について、計画的な受講をさせ、オンライン教材については、改善に関する評価を踏まえ、さらなる適正化を行う。
- ・⑳-1-5 感染症に対する危機管理を充実し、学生・教職員の安全確保に努める。

㉑-2 放射性物質、毒物及び劇物の適切な管理のため、定期的に放射線及び化学物質の作業環境測定を行い、安全を確保する。また、毒物及び劇物については、「国立大学法人横浜国立大学における毒物及び劇物取扱規則」に従い、毎年各部局で保管・管理状況を点検し、報告させるとともに、内部監査において保管・管理状況の現地調査を行い、改善状況を確認する。

- ・㉑-2-1 専任衛生管理者を中心として、学内の有資格者による作業環境測定と、平成 31/令和元年度より労働安全衛生委員会として実施している化学薬品巡視及び高圧ガス巡視について、これまでの実施状況を踏まえた検証を行う。

㉒-1 全学的な情報の管理・蓄積・公開・伝送に伴うリスクを低減し、情報セキュリティの強化を推進するため、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）を指針とした情報管理を行う。また、宇都宮大学との「情報戦略の協調に関する協定」に基づき、業務システムの災害時における業務継続計画（Business continuity planning：BCP）及び業務継続訓練などの業務継続マネジメント（Business continuity management：BCM）を確立するなど、情報管理体制を強化する。

- ・㉒-1-1 情報セキュリティ教育年度計画を策定し、「入学者向け教育」「新規採用者向け教育」「利用者向け教育」「部局長・センター長向け教育」「役員・副学長向け教育」を実施する。
- ・㉒-1-2 各部局における情報資産、情報セキュリティリスクの洗い出し及び格付け

を実施する。

- ・⑭-1-3 情報セキュリティ統括責任者（CISO）設置による情報セキュリティ管理体制を評価し、必要により見直しを行う。
- ・⑭-1-4 新制中規模国立大学に周辺公立大学も含めた情報系教員・職員による研修又は情報交換会を、前年度に引き続き実施し、ネットワーク、セキュリティ、システム運用に関する情報共有と連携強化を図る。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

⑮-1 大学の職務を適切に執行するため、倫理、情報管理、危機管理等に係る法令遵守の周知徹底や研修を定期的実施するとともに、法令改正や実例等を踏まえた規則及びマニュアル等の整備を不断に行う。

- ・⑮-1-1 コンプライアンス事案の発生を防止する観点から、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等の理解を深めるコンプライアンス研修を引き続き行う。
- ・⑮-1-2 新規採用職員以外の個人情報取扱者に対する研修を実施する。
- ・⑮-1-3 確立した情報セキュリティ監査体制及び監査結果を第4期中期目標・中期計画にフィードバックするとともに、情報システム運用委員会に代わるセキュリティ情報の周知体制について、より一層の充実を図る。
- ・⑮-1-4 海外渡航時や私費留学生受入れ時の事前確認等、安全保障輸出管理について、新型コロナウイルス感染症や特別な配慮を要する国への対応も含め、教職員の意識向上と周知の徹底を推進する。

⑮-2 文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて策定した全学的なルールを的確に運用することにより、教育研究の実施、あるいは業務遂行における不正行為を未然に防ぐ管理監督等の体制を、部局、職域をまたがる横断的な連携により強化する。また、研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、それぞれeラーニング研修等を義務付けるなど、研究倫理教育・コンプライアンス教育を強化する。

- ・⑮-2-1 前年度に引き続き、令和2年度内部監査のフォローアップ及び内部監査結果を反映させて実効性のある監査を実施する。また、科学研究費助成事業については前年度監査対象とならなかった研究者を中心に監査を実施し、直近3年間（令和1～3年度）の監査実施率（監査実施件数/監査対象総件数）の合計を60%以上とする。あわせて、不正行為を未然に防ぐための管理監督体制として、統括管理責任者は各コンプライアンス推進責任者（部局長）に不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握する。
- ・⑮-2-2 教職員へのコンプライアンス教育として義務付けているeラーニングシステムについて、休職者及び公的研究費を管理・使用しない者を除き全教職員に受講させるため、新規採用者に対しても周知徹底する。また、教員等への研究費等使用ルール説明会を実施することにより理解を高め、公的研究費等の不正使用を防止する。
- ・⑮-2-3 不正行為を未然に防ぐ管理監督体制として、公正研究統括責任者は各研究倫理教育責任者（部局長）に研究倫理教育実施計画及び研究倫理教育実施具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握するとともに、公正研究

総括責任者の指示のもと、研究倫理教育責任者の責任において研究倫理教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 1, 963, 366千円
- 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要なとなる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
常盤台団地講義棟改修 鎌倉団地基幹・環境整備（排水設備） 講義棟入室管理システム 他 小規模改修	総額 528	施設整備費補助金（412） （独）大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金（34） 補助金等（設備整備費補助金） （82）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・初中級者を対象とした英会話研修を引き続き実施し、平成 28 年度以降に受講した事務職員の合計人数を 1 割以上とすることで、事務職員全体の英語力の底上げを行う。
- ・国家公務員の給与制度を基にしながら、教員の業績評価結果を今まで以上に適切に反映できるような仕組みとして創設した新たな年俸制について、新規採用者への適用を推進する。また、月給制から年俸制への切替希望者を引き続き募る。
- ・混合給与制について、引き続き、制度導入を学内に広く周知し、制度利用による本学の教育研究への効果を得る。また多様な人材を確保する。
- ・引き続き、学長戦略経費等を活用して、テニュアトラックをはじめとした若手教員を積

極的に採用する部局に対し支援するとともに、若手教員に対しても、さらなる教育研究推進のための、申請型の競争的経費を確保する。

- 令和3年度末における女性研究者の在職比率19%を達成するため、全学を挙げて男女共同参画アクションプランを遂行する。
- 令和3年度末における管理職に占める女性の割合13%を達成するため、全学を挙げて男女共同参画アクションプランを遂行する。
- 平成30年3月に改定した「第3期中期目標・中期計画期間における財政改革方針」アクションプランに基づき、全学を挙げて人件費削減に取り組み、51名の人員削減を達成する。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 933人
また、任期付き職員数の見込みを50人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 10,448百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

令和3年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8, 256
施設整備費補助金	412
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	114
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	5, 789
授業料及入学金検定料収入	5, 696
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	93
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2, 258
引当金取崩	1
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	449
計	17, 313
支出	
業務費	14, 495
教育研究経費	14, 495
診療経費	0
施設整備費	446
船舶建造費	0
補助金等	114
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2, 258
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	17, 313

※「施設整備費補助金」のうち、令和3年度当初予算額 68百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 344百万円
[人件費の見積り]
期間中総額 10, 448百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,238
經常費用	17,238
業務費	15,513
教育研究経費	2,900
診療経費	0
受託研究費等	1,482
役員人件費	104
教員人件費	8,180
職員人件費	2,847
一般管理費	796
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	929
臨時損失	0
収入の部	17,121
經常収益	17,121
運営費交付金	8,255
授業料収益	4,766
入学金収益	756
検定料収益	224
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,778
補助金等収益	50
寄附金収益	445
施設費収益	115
財務収益	6
雑益	93
資産見返運営費交付金等戻入	300
資産見返補助金等戻入	46
資産見返寄附金戻入	287
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△117
目的積立金取崩益	117
総利益	0

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,818
業務活動による支出	16,038
投資活動による支出	1,371
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,139
資金収入	19,818
業務活動による収入	16,330
運営費交付金による収入	8,169
授業料及入学金検定料による収入	5,696
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,778
補助金等収入	114
寄附金収入	480
その他の収入	93
投資活動による収入	806
施設費による収入	446
その他の収入	360
財務活動による収入	6
前年度よりの繰越金	2,676

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

教育学部	学校教員養成課程 200人 (うち教員養成に係る分野 200人) 学校教育課程 (R3募集停止) 690人 (うち教員養成に係る分野 690人)												
経済学部	経済学科 1,002人												
経営学部	経営学科 1,158人												
理工学部	機械・材料・海洋系学科 740人 化学・生命系学科 748人 数物・電子情報系学科 1,148人												
都市科学部	都市社会共生学科 296人 建築学科 286人 都市基盤学科 202人 環境リスク共生学科 224人												
教育学研究科	教育支援専攻 16人 (うち修士課程16人) 教育実践専攻 (R3募集停止) 85人 (うち修士課程85人) 高度教職実践専攻 60人 (うち専門職学位課程60人) 高度教職実践専攻 (R3募集停止) 15人 (うち専門職学位課程15人)												
国際社会科学府	経済学専攻 113人【内7人】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">うち博士課程 (前期)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">83人【内7人】</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">博士課程 (後期)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">30人</td> </tr> </table> 経営学専攻 143人【内7人】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">うち博士課程 (前期)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">107人【内7人】</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">博士課程 (後期)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">36人</td> </tr> </table> 国際経済法学専攻 79人【内5人】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">うち博士課程 (前期)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">55人【内5人】</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">博士課程 (後期)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">24人</td> </tr> </table>	うち博士課程 (前期)	83人【内7人】	博士課程 (後期)	30人	うち博士課程 (前期)	107人【内7人】	博士課程 (後期)	36人	うち博士課程 (前期)	55人【内5人】	博士課程 (後期)	24人
うち博士課程 (前期)	83人【内7人】												
博士課程 (後期)	30人												
うち博士課程 (前期)	107人【内7人】												
博士課程 (後期)	36人												
うち博士課程 (前期)	55人【内5人】												
博士課程 (後期)	24人												

理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	254人【内3人】
	〔うち博士課程（前期）	221人【内3人】
	博士課程（後期）	33人
理工学府	化学・生命系理工学専攻	250人
	〔うち博士課程（前期）	214人
	博士課程（後期）	36人
理工学府	数物・電子情報系理工学専攻	348人【内2人】
	〔うち博士課程（前期）	294人【内2人】
	博士課程（後期）	54人
環境情報学府	人工環境専攻	198人【内3人】
	〔うち博士課程（前期）	153人【内3人】
	博士課程（後期）	45人
	自然環境専攻	86人【内2人】
	〔うち博士課程（前期）	68人【内2人】
	博士課程（後期）	18人
環境情報学府	情報環境専攻	170人【内4人】
	〔うち博士課程（前期）	134人【内4人】
	博士課程（後期）	36人
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	140人【内4人】
	（うち博士課程（前期）	140人【内4人】
	都市地域社会専攻	79人【内5人】
	（うち博士課程（前期）	79人【内5人】
都市イノベーション学府	都市イノベーション専攻	36人
	（うち博士課程（後期）	36人
先進実践学環（研究科等連係課程実施基本組織）	【42人】（うち修士課程	【42人】）
※【内 人】は、研究科等連係課程実施基本組織に活用する収容定員を示す。		

附属鎌倉小学校	6 3 0 人	学級数	1 8
附属横浜小学校	6 7 5 人	学級数	1 8
附属鎌倉中学校	4 8 5 人	学級数	1 2
附属横浜中学校	3 7 5 人	学級数	9
附属特別支援学校 小学部	1 8 人	学級数	3
附属特別支援学校 中学部	1 8 人	学級数	3
附属特別支援学校 高等部	2 4 人	学級数	3